

議案第34号

京田辺市子育て支援医療費の助成に関する条例の一部改正について

京田辺市子育て支援医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年6月9日 提出

京田辺市長 上 村 崇

(提案理由)

本件は、子育て家庭の経済的な負担を軽減するために、子育て支援医療費の助成の対象となる子どもを、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもまで拡大することに伴い、所要の改正を行うため、提案するものである。

京田辺市条例第 号

京田辺市子育て支援医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（案）

京田辺市子育て支援医療費の助成に関する条例（平成5年京田辺市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「乳幼児、児童及び生徒」を「子ども」に改める。

第2条を次のように改める。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 子ども 本市に住所を有し、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- （2） 保護者 子どもの親権を行う者、後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。
- （3） 保険医療機関等 健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。

第3条第1項中「で、京田辺市の区域内に住所を有する乳幼児、児童又は生徒の」を「である」に改め、同条第2項中「乳幼児、児童又は生徒」を「子ども」に改める。

第4条第1項及び第3項並びに第5条第1項中「乳幼児、児童又は生徒」を「子ども」に改める。

第6条中「第2条第1項、第2項又は第3項に該当する期間」を「保険医療機関等において医療を受けた者が第2条第1号に該当する間」に改める。

第10条中「乳幼児、児童又は生徒」を「子ども」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年9月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の京田辺市子育て支援医療費の助成に関する条例の規定による子育て支援医療費の助成に係る手続については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この条例による改正後の京田辺市子育て支援医療費の助成に関する条例の規定は、施行日以後に受けた医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお、従前の例による。

京田辺市子育て支援医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、健やかに子どもを生み育てる環境づくりの一環として、<u>子どもの医療費を助成することにより、子育て家庭の経済的負担を軽減し、子どもの健康の保持及び増進を図ることを目的とする。</u></p> <p><u>(定義)</u></p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 子ども 本市に住所を有し、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</p> <p>(2) 保護者 子どもの親権を行う者、後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。</p> <p>(3) 保険医療機関等 健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例の規定による医療費の助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、規則で定める医療保険各法（以下「医療保険各法」という。）による被保険者又は被扶養者である保護者とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>子ども</u>が次の各号のいずれかに該当する場合は、対象者としなない。</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p>(医療費の助成の範囲及び方法)</p> <p>第4条 助成する医療費の額は、<u>子どもの</u>疾病又は負傷について、医療保険各法の規定により医療を受けた場合に、対象者が当該医療に関し、保険医療機関等に支払うべき額から規則に定める一部負担金を控除した額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、<u>子ども</u>が保険医療機関等で医療を受けた場合には、前2項の規定により対象者に助成すべき医療費の限度において、対象者が当該医療に関し保険医療機関等に支払うべき費用を、その者に代わり、保険医療機関等に支払うものとする。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、健やかに子どもを生み育てる環境づくりの一環として、<u>乳幼児、児童及び生徒の医療費を助成することにより、子育て家庭の経済的負担を軽減し、乳幼児、児童及び生徒の健康の保持及び増進を図ることを目的とする。</u></p> <p><u>(定義)</u></p> <p>第2条 この条例において「乳幼児」とは、出生の日から満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</p> <p>2 この条例において「児童」とは、満6歳に達する日以後の最初の4月1日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</p> <p>3 この条例において「生徒」とは、満12歳に達する日以後の最初の4月1日から満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</p> <p>4 この条例において「保護者」とは、親権を行う者、後見人その他の者で、乳幼児、児童又は生徒を現に監護するものをいう。</p> <p>5 この条例において「保険医療機関等」とは、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関又は保険薬局及び同法第86条第1項に規定する保険医療機関等をいう。</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例の規定による医療費の助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、規則で定める医療保険各法（以下「医療保険各法」という。）による被保険者又は被扶養者で、<u>京田辺市の区域内に住所を有する乳幼児、児童又は生徒の保護者</u>とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>乳幼児、児童又は生徒</u>が次の各号のいずれかに該当する場合は、対象者としなない。</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p>(医療費の助成の範囲及び方法)</p> <p>第4条 助成する医療費の額は、<u>乳幼児、児童又は生徒の</u>疾病又は負傷について、医療保険各法の規定により医療を受けた場合に、対象者が当該医療に関し、保険医療機関等に支払うべき額から規則に定める一部負担金を控除した額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、<u>乳幼児、児童又は生徒</u>が保険医療機関等で医療を受けた場合には、前2項の規定により対象者に助成すべき医療費の限度において、対象者が当該医療に関し保険医療機関等に支払うべき費用を、その者に代わり、保険医療機関等に支払うものとする。</p> <p>4 (略)</p>	<p>対象年齢拡大に伴う字句の整理</p> <p>対象年齢拡大に伴う改正及び引用法令の追加</p> <p>対象年齢拡大に伴う字句の整理</p>

京田辺市子育て支援医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由
<p>(償還払)</p> <p>第5条 <u>子ども</u>が次の各号のいずれかに該当する場合は、償還払の方法により医療費を支払うことができる。</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(助成の期間)</p> <p>第6条 医療費の助成期間は、<u>保険医療機関等</u>において医療を受けた者が第2条第1号に該当する間とする。</p> <p>(損害賠償との調整)</p> <p>第10条 市長は、対象者が<u>子ども</u>の疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した医療費の全部若しくは一部を返還させることができる。</p>	<p>(償還払)</p> <p>第5条 <u>乳幼児、児童又は生徒</u>が次の各号のいずれかに該当する場合は、償還払の方法により医療費を支払うことができる。</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(助成の期間)</p> <p>第6条 医療費の助成期間は、<u>第2条第1項、第2項又は第3項</u>に該当する期間とする。</p> <p>(損害賠償との調整)</p> <p>第10条 市長は、対象者が<u>乳幼児、児童又は生徒</u>の疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した医療費の全部若しくは一部を返還させることができる。</p>	<p>対象年齢拡大に伴う字句の整理</p> <p>対象者の変更</p> <p>対象年齢拡大に伴う字句の整理</p>